

令和7年第1回（3月）定例会

議案説明

令和7年2月20日

（令和7年度関係）

(令和7年度関係)

| 議案番号 | 件名 | ページ |
|--------|--|-----|
| 議案第10号 | 令和7年度山陽小野田市一般会計予算について | 1 |
| 議案第11号 | 令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について | 3 |
| 議案第12号 | 令和7年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について | 3 |
| 議案第13号 | 令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について | 4 |
| 議案第14号 | 令和7年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について | 4 |
| 議案第15号 | 令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について | 5 |
| 議案第16号 | 令和7年度山陽小野田市病院事業会計予算について | 5 |
| 議案第17号 | 令和7年度山陽小野田市水道事業会計予算について | 6 |
| 議案第18号 | 令和7年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について | 6 |
| 議案第19号 | 令和7年度山陽小野田市下水道事業会計予算について | 7 |
| 議案第20号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 7 |
| 議案第21号 | 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 議案第22号 | 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 議案第23号 | 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 議案第24号 | 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 議案第25号 | 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |

| 議案番号 | 件名 | ページ |
|--------|--|-----|
| 議案第26号 | 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 議案第27号 | 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 議案第28号 | 山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 議案第29号 | 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 議案第30号 | 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 議案第31号 | 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 議案第32号 | 山陽小野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 10 |
| 議案第33号 | 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 議案第34号 | 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 議案第35号 | 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 議案第36号 | 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 議案第37号 | 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 11 |
| 議案第38号 | 山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 11 |
| 議案第39号 | 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について | 11 |
| 議案第40号 | 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について | 11 |
| 議案第41号 | 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について | 12 |
| 議案第42号 | 財産の減額貸付けについて | 12 |

引き続きまして、諸議案について順次御説明いたします。

議案第 10 号から議案第 19 号までは、令和 7 年度の当初予算であります。

議案第 10 号は、一般会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 345 億 3,000 万円で、前年度当初予算に比べて 5.7%、18 億 7,300 万円の増額となりました。

それでは、各項目の主な事項につきまして、款を追ってその概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について、市税については、固定資産税では、企業の事業縮小による償却資産の減が見込まれることから、前年度と比較して 3.2%の減を見込んでおりますが、市民税では、定額減税終了の影響などによる個人市民税の増が見込まれることから、前年度と比較して 11.9%の増を見込み、市税全体で、2.1%増の 102 億 49 万 3,000 円を計上しております。

次に、地方譲与税から環境性能割交付金までは、それぞれ実績と国の指標等を勘案した上で計上しております。

次に、地方特例交付金については、個人市民税の定額減税による減収を補填するために交付される定額減税減収補填特例交付金の皆減を見込んでおり、84.9%減の 4,950 万円を計上しております。

次に、地方交付税については、普通交付税では、公立大学経費の増などに伴い、基準財政需要額の増加が見込まれることに加え、臨時財政対策債への振替額の皆減などから、3.4%増の 81 億 9,000 万円、特別交付税では、実績と国の指標等を勘案した上で 7 億 5,000 万円を見込み、全体で 3.7%増の 89 億 4,000 万円を計上しております。

次に、交通安全対策特別交付金は、実績を勘案した上で 550 万円を計上しております。

次に、分担金及び負担金については、37.4%減の 1 億 923 万 2,000 円、使用料及び手数料は、3.7%減の 3 億 7,179 万 9,000 円を計上しております。

次に、国庫支出金は、生活保護費の減やデジタル田園都市国家構想交付金の皆減などがあるものの、社会資本整備総合交付金や制度拡充に伴う児童手当の増などに

より、全体では18.1%増の45億3,046万1,000円を計上しております。

また、県支出金については、子育てのための施設等利用給付交付金や多子世帯保育料等軽減事業費の減などがあるものの、やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業費補助金や山口県公立学校情報機器整備事業費補助金の皆増などにより、全体では13.5%増の21億7,338万4,000円を計上しております。

財産収入は、32.6%増の4,169万8,000円を計上し、寄附金は、ふるさと寄附金の増により、29.6%増の2億4,100万円を計上しております。

次に、繰入金については、財政調整基金繰入金や減債基金繰入金の増などがあるものの、退職手当基金繰入金や山陽消防署埴生出張所建設基金繰入金の皆減などにより、全体で7.0%減の21億7,457万2,000円を計上しております。

また、繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上し、諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金の増などにより、37.2%増の13億5,936万1,000円を計上しております。

最後に、市債については、消防施設整備事業債の減や臨時財政対策債の皆減などがあるものの、きらら交流館整備事業債や大学整備事業債の増などにより、全体で21.8%増の23億5,950万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、議会費では、4.0%増の2億4,691万7,000円を計上し、総務費では、退職手当や財政調整基金積立金の減などがあるものの、きらら交流館改修事業費、情報システム標準化・共通化事業費や公立大学への施設整備補助金の増などにより、全体で22.4%増の82億1,225万7,000円を計上しております。

次に、民生費では、私立保育所運営費や小野田地区保育所整備事業費の減などがあるものの、のぞみ園整備事業費や制度拡充に伴う児童手当の増などにより、4.3%増の123億4,529万3,000円を計上し、衛生費では、施設の廃止に伴う環境調査センター費の皆減などがあるものの、公害対策費や病院事業補助金の増などにより、0.8%増の27億3,081万5,000円を計上しております。

続いて、労働費では、労働会館運営費の減などにより、20.9%減の4,674万4,000円を計上し、農林水産業費では、刈屋漁港海岸保全施設整備事業費の減はあるものの、埴生漁港整備事業費や土地改良事業費の増などにより、9.1%増の6億1,662万4,000円を計上しております。

また、商工費では、交通施設バリアフリー化整備事業補助金の皆減や用地取得奨励金の減などにより、18.1%減の6億6,305万1,000円を計上し、土木費では、小野田港港湾整備事業費の減や糸根公園整備事業費の皆減などがあるものの、市営住宅の建替や改修事業費の増などにより、13.3%増の27億3,267万5,000円を計上しております。

消防費では、宇部・山陽小野田消防組合費分担金の増などがあるものの、山陽消防署埴生出張所整備事業費の減などにより、17.9%減の12億942万1,000円を計上しております。

また、教育費では、GIGAスクール推進事業費の増や学校施設長寿命化改修事業費の皆増などがあるものの、中央図書館照明器具LED化改修事業費の皆減や学校給食に係る賄材料費の減などにより、2.4%減の21億925万8,000円を計上しております。

続いて、災害復旧費では、児童福祉施設等災害復旧費や公共土木施設災害復旧費の皆減により、89.5%減の410万円を計上し、公債費では、山口東京理科大学薬学部校舎建設事業等で活用した普通建設事業債の償還終了に伴う元金償還金の減などにより、0.9%減の35億6,284万5,000円を計上し、予備費では、前年度同額の5,000万円を計上しております。

最後に、債務負担行為として、外部接続中継サーバ等更新事業ほか9件を設定し、地方債として、地方債の借入限度額などを設定しております。

議案第11号は、駐車場事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ7,974万9,000円となり、前年度当初予算に比べて19.3%、1,288万3,000円の増額となりました。

歳出については、一般管理費では、駐車場維持管理に関する経費など5,724万円を計上し、予備費では2,250万9,000円を計上しております。

これに要する財源としては、使用料2,237万4,000円、繰越金5,731万9,000円、諸収入5万6,000円を充てることとしております。

議案第12号は、国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ68億9,511万1,000円となり、前年度当初予算に

比べて3.3%、2億3,634万9,000円の減額となりました。

歳出については、保険給付費では、療養諸費、高額療養費等の実績を勘案し、51億6,475万6,000円を計上しています。また、総務費1億4,331万7,000円、国民健康保険事業費納付金14億7,204万9,000円、保健事業費8,857万円などを計上しております。

これに要する財源としては、国民健康保険料8億6,616万7,000円、県支出金52億5,406万9,000円、一般会計繰入金5億6,563万2,000円、国民健康保険基金繰入金1億7,889万8,000円などを充てることとしております。

議案第13号は、介護保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出とも68億7,307万5,000円となり、前年度当初予算に比べて2.6%、1億7,524万円の増額となりました。

歳出については、保険給付費では、実績等を勘案して、63億3,983万6,000円を計上しております。また、総務費1億2,816万1,000円、地域支援事業費4億13万8,000円などを計上しております。

これに要する財源としては、介護保険料12億7,180万4,000円、国庫支出金15億8,773万8,000円、支払基金交付金17億6,638万1,000円、県支出金9億5,092万1,000円、一般会計繰入金10億8,264万1,000円、介護給付費準備基金繰入金1億8,000万円などを充てることとしております。

最後に、債務負担行為として、地域包括支援センター委託事業を設定しております。

議案第14号は、後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ13億8,536万2,000円となり、前年度当初予算に比べて0.1%、181万3,000円の減額となりました。

歳出については、総務費3,048万1,000円、後期高齢者医療広域連合への納付金13億5,275万6,000円などを計上しております。

これに要する財源としては、後期高齢者医療保険料10億2,936万4,000円、一般会計繰入金3億5,009万1,000円などを充てることとしております。

議案第 15 号は、小型自動車競走事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 261 億 745 万 8,000 円となり、前年度当初予算に比べて 0.3%、8,254 万 6,000 円の減額となりました。

令和 7 年度の本場の開催日数は、通常開催は年間 69 日、ミッドナイトレースは年間 85 日、受託場外発売日数を含めた総営業日数については年間 334 日を予定しております。

歳出については、競走事業費 259 億 5,725 万 8,000 円、公債費 20 万円、繰入金 7,000 万円、予備費 8,000 万円を計上しております。

これに要する財源としては、競走事業収入 261 億 304 万 8,000 円、繰入金 440 万円、諸収入 1 万円を充てることとしております。

最後に、債務負担行為として、周回通告表示装置・周回確認灯リース料を設定しております。

議案第 16 号は、病院事業会計予算であります。

まず、収益的収支の収入では、病院事業収益を 51 億 2,047 万 5,000 円としております。このうち医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益で 46 億 5,791 万 7,000 円、医業外収益は他会計補助金、他会計繰入金、長期前受金戻入、資本費繰入収益等で 4 億 3,074 万 8,000 円、訪問看護ステーション事業収益は 3,178 万円、特別利益は 3 万円を計上しております。支出では、病院事業費用を 54 億 9,964 万 7,000 円としております。このうち医業費用は給与費、材料費、経費、減価償却費等で 52 億 2,132 万 8,000 円、医業外費用は、支払利息、雑支出等で 2 億 3,486 万 9,000 円、訪問看護ステーション事業費用は 3,944 万円、特別損失は 101 万円、予備費は 300 万円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では 2 億 6,192 万 5,000 円の単年度純損失を見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、企業債、他会計負担金、寄附金で 2 億 3,827 万 3,000 円としております。支出では、医療機器更新等の建設改良費、企業債償還金で 4 億 9,724 万 7,000 円を計上しております。

この結果、2 億 5,897 万 4,000 円の差引不足額が見込まれますが、内部留保

資金等で補填することとしております。

議案第 17 号は、水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量のうち、年間有収水量については 675 万 408 立方メートルとし、主要な建設改良事業については、浄水施設整備や配水管の更新工事を予定しております。

次に、収益的収支の収入では、給水収益等の減はあるものの受託工事収入等の増により、前年度比 1,521 万 3,000 円増の 16 億 5,375 万 3,000 円を計上しております。

支出では、薬品費や消費税等の減があるものの、修繕費や負担金等の増により前年度比 8,287 万 5,000 円増の 15 億 2,988 万 9,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、2,776 万 5,000 円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、一般会計からの経営基盤強化出資金 7,000 万円を計上し、企業債、工事負担金等を含めた収入総額は、前年度比 1 億 2,371 万 4,000 円増の 5 億 8,281 万 5,000 円を計上しております。

支出では、建設改良費を 10 億 2,064 万 2,000 円計上し、償還金、予備費を含めての支出総額は、前年度比 1 億 2,830 万 1,000 円増の 13 億 7,435 万 6,000 円を計上しております。

この結果、7 億 9,154 万 1,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金 2 億 8,449 万 3,000 円を取り崩して補填することとしております。

議案第 18 号は、工業用水道事業会計予算であります。

まず業務の予定量については、3 事業所に 850 万 4,500 立方メートルの配水を予定しております。

次に、収益的収支の収入では、前年度比 160 万 4,000 円増の 2 億 8,616 万 3,000 円を計上しております。支出では、修繕費や負担金等の減により、前年度比 152 万円減の 2 億 5,998 万 5,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、2,693 万 6,000 円の単年度純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支については、収入はなく、支出において、建設改良費及び償還金の支出総額として、前年度比 295 万 7,000 円増の 1,941 万 6,000 円を計上しております。

企業債等の収入がないことから、支出総額が収支不足として補填すべき額となりますが、その不足額 1,941 万 6,000 円は、損益勘定留保資金等に加え、積立金 1,473 万 9,000 円を取り崩して補填することとしております。

議案第 19 号は、下水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、水洗化戸数を 1 万 5,498 戸、年間総処理水量を 486 万 4,546 立方メートルと見込んでおります。主要な建設改良事業としては、下水道事業の概成^{がいせい}に向け管渠^{かんきょ}整備を進めるとともに、処理場・ポンプ場の長寿命化工事を予定しております。

次に、収益的収入及び支出の予定額については、収入の下水道事業収益は、一般会計負担金の減少などにより前年度比 1,888 万 1,000 円減の 19 億 8,361 万円としております。支出の下水道事業費用は、資産減耗費の減などにより前年度比 1,609 万 7,000 円減の 19 億 3,430 万 2,000 円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収入及び支出の予定額については、収入の資本的収入は、企業債の借入れの減などにより前年度比 8,257 万 7,000 円減の 14 億 9,559 万 8,000 円としております。支出の資本的支出は、企業債償還金の減などにより前年度比 9,187 万 7,000 円減の 23 億 485 万 3,000 円としております。

この結果、8 億 925 万 5,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等により補填することとしております。

議案第 20 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定であります。

これは、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることにより、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、本市の条例における懲役刑及び禁錮刑に関する規定について所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、山陽小野田市職員給与条例等の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告を受けて、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

これは、育児・介護休業法等民間労働法制の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正であります。

これは、雇用保険法の改正に伴い、国家公務員退職手当法施行令の一部が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

これは、国において、令和 7 年度から会計年度任用職員に係る病気休暇を 10 日を上限に現在の「無給休暇」から「有給休暇」へ変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

これは、育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例で引用している条に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号は、山陽小野田市税条例の一部改正であります。

これは、私立学校法の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例で引用している私立学校法の条に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。

これは、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改定されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号は、山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正であります。

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の区分に新たな区分を追加し、非常勤消防団員の処遇改善を図ることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号は、山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 30 号は、山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力について、所要の改正を行うものであります。

議案第 31 号は、山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、国の児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 32 号は、山陽小野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

これは、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業に関して、市町村による認可事業として位置付けられ、その設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例を定めることとされたため、内閣府令で定める基準を勘案し、本市の実情に内閣府令と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、内閣府令で定める基準と同様の基準を定めるものであります。

議案第 33 号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和 7 年度以後の保険料について、賦課限度額並びに低所得者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に関する判定所得基準を引き上げるものです。

議案第 34 号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う、審査特例制度の見直し及び省エネルギー基準適合義務制度の対象拡大により、建築確認等の手数料について新設又は改定を行うこと、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、山口県において規制区域が指定されるようになり、その中間検査の事務について、県から権限移譲されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、手数料の額は、山口県と同額を定めるものです。

議案第 35 号は、山陽小野田市下水道条例の一部改正であります。

これは、公共下水道等の放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準について、下水道法施行令が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 36 号は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告に基づき、病院局企業職員において国に準じた管理職員特別勤務手当の支給要件の改正を行うものであります。

議案第 37 号は、山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告に基づき、水道局企業職員において国に準じた管理職員特別勤務手当の支給要件の改正を行うものであります。

議案第 38 号は、山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正であります。

これは、水道法施行令の一部改正や生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直し、所管省庁の変更等所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更であります。

これは、山口県市町総合事務組合を組織する団体から令和 7 年 3 月 31 日限り、田布施・平生水道企業団を、当該団体の解散により脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に下関市を加え、公平委員会事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び交通災害共済事務を共同処理する団体に山口市を加えることに伴う山口県市町総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてであります。

これは、令和 7 年 1 月 8 日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から料金の上限における施設利用料の区分について、機器センター装置を機器利用料に変更する認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断しましたので、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号は、山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。

これは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定した郵便局において、住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っておりますが、その取扱期間が令和 7 年 3 月 31 日で満了するため、小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局の取扱期間を延長し、特定の事務を取り扱う郵便局に指定することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 42 号は、財産の減額貸付けについてであります。

これは、令和 4 年 7 月 1 日から民営卸売市場が開設され、市場施設を民間事業者に貸し付けており、その契約が令和 7 年 3 月 31 日で満了となることに伴い、その契約の更新において、卸売市場が需要と供給に応じた適正な価格形成、地域農業振興、地産地消等の公共性及び公益性を有する重要な役割を担っていることを考慮し、経営が安定するまでの間、その貸付料について減額するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。